

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	上新電機株式会社			コード	8173
提出日	2020/5/28	異動（予定）日	2020/6/23		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	野崎 清二郎	社外取締役	○										△					有
2	内藤 欣也	社外取締役	○													○		有
3	山平 恵子	社外取締役	○													○		有
4	橋本 雅康	社外監査役	○										△					有
5	早川 芳夫	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	野崎清二郎氏は、当社の取引銀行である株式会社りそな銀行の出身者でありますが退職後10年が経過しております。また同行退職後は、当社とは取引の無い事業法人や医療法人の役員を歴任しております。	野崎清二郎氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から、当社の企業活動に助言・提言を受けることができると判断しました。なお、同氏は株式会社りそな銀行の出身者ですが、当社の銀行取引に占める同行の割合は突出しておらず、独立性に影響を与えることはありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係も無く、一般株主と利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員に指定しております。
2		内藤欣也氏は弁護士としての専門的な知識・経験を生かし、客観的で広範かつ高度な視野から、当社のコンプライアンス経営について助言・提言を受けることができると判断しました。また、同氏と当社との間に特別の利害関係も無く、一般株主と利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員に指定しております。
3		山平恵子氏は企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から、当社の企業活動に助言・提言を受けることができると判断しました。また、同氏と当社との間に特別の利害関係も無く、一般株主と利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員に指定しております。
4	橋本雅康氏は、当社の取引銀行である株式会社りそな銀行の出身者でありますが退職後9年が経過しております。また同行退職後は、りそなカード株式会社に業務を執行しておりました。りそなカード株式会社と当社との取引額は極めて微少であります。	橋本雅康氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、カード会社の執行役員としての経験を有しており、客観的で公正中立的な立場から取締役の監視とともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けることができると判断しました。なお、同氏は株式会社りそな銀行及びりそなカード株式会社の出身者ですが、当社の銀行取引に占める株式会社りそな銀行の割合は突出しておらず、りそなカード株式会社との取引額は極めて微少であり、独立性に影響を与えることはありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係も無く、一般株主と利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員に指定しております。
5	早川芳夫氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人）の出身者でありますが退職後9年が経過しております。また同監査法人退職後は、個人会計士事務所の開設や、当社とは取引の無い学校法人や事業法人の役員を歴任しております。	早川芳夫氏は公認会計士としての専門的な知識・経験を生かし、公正中立的な立場から取締役の監視とともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けることができるものと判断しました。なお、同氏は当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人）の出身者ですが、当社を担当したことは無く、独立性に影響を与えることはありません。また一般株主と利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。